

2020年 12月 24日

No. 532



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



PCR検査費用の医療費控除の適否は

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束が見えてこない中、ここに来て自費によるPCR検査の普及に伴い検査人数も増加傾向にあります。そこで気になるのがPCR検査費用は医療費控除の対象となるのかどうかということですが、このほど国税庁は検査費用と医療費控除について見解を示しました。

それによりますと、まず新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者へ行うPCR検査など、医師等の判断によりPCR検査を受けた際の検査費用は、医師等による診療や治療のために支払った費用に該当するので医療費控除の対象となります。ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限るので公費負担により行われる部分の金額がある場合には、その部分は医療費控除の対象とはなりません。

次に、単に感染していないことを明らかにする目的で受けるといった自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、医療費控除の要件には該当しないため控除の対象には当たりません。

しかし、自己の判断により受けたPCR検査の結果、「陽性」であると診断され引き続き治療が行われた場合には、その検査は健康診断により病気が判明して治療が行われた時と同じように、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができることから、その場合の検査費用については、治療費とともに医療費控除の対象となります。

なお、医療費控除に該当した場合は、検査に行くために要した交通費も医療費控除に含まれるので注意しておきましょう。